

## 生徒心得

本校生としての自覚と責任を持って高校生活を送るようにする。

### 1 頭髪等

- (1) 頭髪は高校生らしい活動的な髪型とし、パーマ（ストレート、縮毛矯正等も含む）、カール、ウィッグ、エクステ等の着用、着色・脱色はしない。
- (2) ピアス・化粧等はしない。

### 2 通学

- (1) 登下校は交通法規や交通マナーを守り、事故防止には万全を期する。
- (2) バイク（原動機付自転車）の通学は認めない。

### 3 欠席届

- (1) 欠席、遅刻、早退をしないようにつとめる。
- (2) 病気、その他の事情により欠席する場合は必ず学校に連絡する。  
ただし、必要に応じて、医師の診断書を添えるものとする。
- (3) 早退するときは担任等に申し出て許可を受ける。
- (4) 遅刻して入室する場合は、遅刻カードを授業担当者に提出する。
- (5) 忌引は所定の届書を担任等に提出する。忌引日数は次のとおりである。  
父母7日 兄弟姉妹3日 祖父母3日 伯叔父母1日

### 4 校内生活

- (1) 本校生徒としての自覚と責任を持って、校則を守り、明るく楽しい校内生活につとめる。
- (2) 上履は所定のものを使用する。
- (3) 登校後は原則として外出しない。外出する場合は担任等に申し出て、外出許可証をもらって外出する。

- (4) 金銭等についてはつとめて貸借をしない。
- (5) 拾得物や遺失物はすみやかに担任または生徒指導部係職員に届け出る。
- (6) 校舎、校具類は大切に取扱い、誤って破損した場合は担任または生徒指導部担当者に届け出る。その場合事情により弁償の責任を負うことがある。
- (7) 校内において出版物の発行、ポスターの掲示、ビラの配布や物品・金銭の徴収をする場合は、生徒指導部に届出て、校長の許可を受けてから行う。
- (8) 貴重品の取り扱いには十分注意する。

### 5 校外生活

- (1) 校外生活においては常に本校生としての誇りと品位を保ち、学校や全校生徒の名誉を傷つけるような行為（飲酒・喫煙・万引き・暴力行為等）はしない。
- (2) 不健全な娯楽施設（スナック、バー・パチンコ店等）への出入りはしない。
- (3) 見知らぬ人の車には同乗しない。
- (4) アルバイトについては届出制とし、経済的理由による家計補助を原則とする。  
仕事内容・時間・賃金・安全性・事故等の補償などをよく確認すること。  
保護者と十分な話し合いをし、学校生活への影響を考慮の上、担任を通じてアルバイト届けを提出すること。
- (5) 外出する場合は、家人に行き先を告げ、身分証明書を携帯する。

### 6 交通安全

- (1) 自他の生命を尊重し、常に交通規則や交通マナーを厳守し、交通事故の未然防止につとめる。
- (2) 学校で行う交通安全講話や各種の講演などを積極的な態度で受講し、安全な態度・能力・意識を高め、交通社会人としての資質の向上につとめる。
- (3) 家庭においてもバイク（原動機付自転車）の使用は認めない。

- (4) 無免許運転や他人の運転する二輪車（原付、自動二輪）への同乗はしない。
- (5) 暴走族に加入したり、行動を共にしたりする行為は絶対にしない。

## バイク・自転車使用規程

### 1 バイク関係使用規定

#### ○免許取得

- (1) 二輪免許の取得は認めない。
- (2) 原付免許の取得は認めない。
- (3) 普通免許取得のための自動車学校への入校は、3年生の定期考査IV終了後とする。免許取得を希望する者は、保護者・担任了解の上、生徒指導部に「自動車学校通学許可願」を提出する。

#### ○バイク使用

通学および在家庭時のバイク使用は認めない。

### 2 自転車通学心得

- (1) 本校所定のステッカーを付け、反射器（反射用ワッペンでもよい）をとりつける。
- (2) 自転車には必ず鍵をつけて盗難防止につとめる。
- (3) 学校で実施する年2回の定期点検を受ける。  
ただし、通学途中まで自転車使用の生徒は各自点検を行う。
- (4) 二人乗りや「ながらスマホ」、傘さしなど危険な運転はしない。（家庭で自転車を使用する場合も同様とする。）
- (5) 指定の通学路を通るよう心掛け、一列通行を守り、無謀な運転はしない。
- (6) 常に安全点検（特に、ブレーキ・ハンドル・ライト・各部のネジの締めつけ

等）を心掛け、交通ルールを守り、事故防止につとめる。

## 服 装（標準制服）

### <Aタイプ>

#### [冬服]

- (1) 上衣は、本校指定のシングル・ブレザー（3つボタン・センターベンツ）とする。
- (2) スラックスは、本校指定のスラックス（ヘリンボーン柄・ワンタック・シングル裾）とする。必ずベルトを付ける。裾幅は、22～24cmとする。
- (3) ワイシャツは、本校指定の長袖シャツ（レギュラーカラー花文字＝T・K入り）とする。
- (4) ネクタイは、本校指定のストライプ調のネクタイとする。

#### [夏服]

- (1) ワイシャツは、本校指定のシャツ（レギュラーカラー花文字＝T・K入り）とする。
- (2) スラックスは、本校指定のスラックス（冬物と同柄・ワンタック・シングル裾）とする。必ずベルトを付ける。裾幅は、22～24cmとする。

### <Bタイプ>

#### [冬服]

- (1) 上衣は、本校指定のシングル・ブレザー（3つボタン・センターベンツ）とする。
- (2) スカートは、本校指定のスカート（ウインドペンチェック柄・16本車ひだ）とする。なお、スカート丈は、ひざの中心とすること。

(3) ブラウスは、本校指定の長袖ブラウス（レギュラーカラー・花文字＝T・K入り）とする。

(4) リボンは、本校指定のストライプ調のリボンとする。

(5) スラックスを着用する場合は、本校指定のものとし、あわせてBタイプ用のネクタイを着用する。

## 標準制服

### Aタイプ

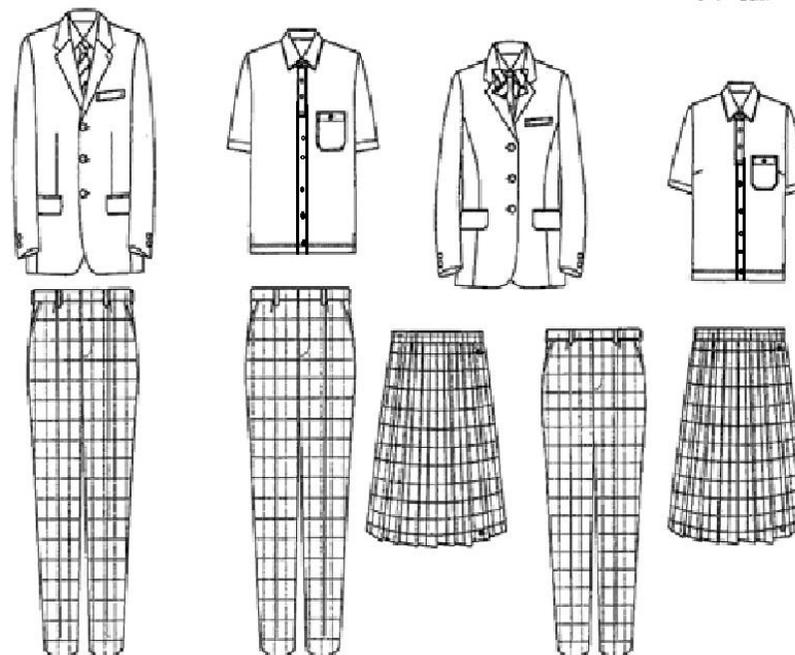
### Bタイプ

冬服

夏服

冬服

夏服



### [夏服]

(1) ブラウスは、本校指定のブラウス（レギュラーカラー・花文字＝T・K入り）とする。

(2) スカートを、本校指定のスカート（冬物と同柄。16本車ひだ）とする。

(3) スラックスを着用する場合は、本校指定のものとする。

### その他A B共通事項

(1) 靴下、ハイソックス等は、白色・濃紺色・黒色の無地（ワンポイントは可）とする。Bタイプでストッキングを利用する場合は、ベージュ・黒色・濃紺色の無地とする。

(2) コート類は、黒・紺等あまり華美でないものであること。

(3) ベスト・セーターを着用する場合は本校指定のもの（紺色）とする。

(4) マフラーは、派手なものは避ける。

(5) カバンは、学生用標準型カバン、スポーツバック、リュック、ショルダーバックとする。

(6) 靴は、黒・茶色の標準靴または運動靴とする。

(7) 夏季服装は、6月1日～9月30日までとする。

ただし、気温の状況に応じその時期を変更することがある。